

全体財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得原価

② 出資金

市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 13 年～50 年

工作物 5 年～75 年

物品 3 年～17 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

ソフトウェア 5 年

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
(リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 50 万円未満のファイナンス・リース取引を除きます。)
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金
未収金及び長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
- ② 退職手当引当金
退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち邑南町へ按分される額を加算した額を控除した額を加算して計上しています。
- ③ 賞与等引当金
翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引
ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 50 万円未満のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- イ ア以外のファイナンス・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（邑南町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等としています。）
なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

3 重要な後発事象

(1) 組織・機構の大幅な変更

簡易水道事業特別会計は平成 29 年 4 月 1 日より事業統合を行い上水道事業へ移行します。

(2) 重要な災害等の発生

平成 29 年 6 月 1 日から 2 日にかけて発生した豪雨災害、同年 7 月 5 日に発生した梅雨前線による豪雨災害、及び同年 9 月 17 日から 18 日にかけて発生した台風 18 号の影響による災害により、被災地域の建物等において多大な被害を受け、その原状回復等に係る費用として 257,000,000 円程度見込まれています。

4 偶発債務

偶発債務はありません。

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
国民健康保険直営診療所事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
下水道事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
後期高齢者医療事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

① 地方公営事業会計は、すべて全部連結の対象としています。

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手している簡易水道事業特別会計（平成 29 年 4 月 1 日より適用）については、連結対象団体（会計）の対象外としています。したがって、一般会計等における簡易水道事業特別会計への繰出金等が内部相殺されません。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

「現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸している場合を含む）」、「売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産」のいずれかに該当する資産のうち、「平成 29 年度予算において、財産収入として措置されている公共資産」

イ 内訳

該当の資産はありません。